

§ 入札参加登録業者の取り扱いについて

業者の形態	運用方法	
	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務委託
市内本店新規登録業者の取り扱い	1年目は最下位 (E2) ランクから事務所調査後入札に参加できる。2年目以降、経審等に基づいて順次上位ランクへ移行。 <u><別紙参考例① 参照></u>	1年間待機後、事務所調査等をした後に市内業者として取り扱う。 ただし、市内支店業者は、市内業者対象案件については手持ち業務(契約検査課入札契約分)1件の受注制限有。
市内支店新規登録業者の取り扱い	経審の70%のランク付けで、事務所調査後入札に参加できる。(ただし、1年目は最下位 (E2) ランクから)	
市外新規登録業者の取り扱い	1年間待機後に市外業者として取り扱う。	1年間待機後に市外業者として取り扱う。
既存の市内支店業者を市内本店業者へ変更する場合の取り扱い	変更届提出後、次年度は支店扱いとし、次々年度より本店扱いとする。 <u><別紙参考例② 参照></u>	変更届提出後、次年度は市内支店業者扱いとし、次々年度より市内本店業者として取り扱う。
既存の市外業者を市内本店業者へ変更する場合の取り扱い	新年度より、最下位 (E2) ランクから事務所調査後入札に参加できる。2年目以降、経審等に基づいて順次上位ランクへ移行。	変更届提出後、次年度は市外業者扱いとし、次々年度より事務所調査等をした後に市内本店業者として取り扱う。
既存の市外業者を市内支店業者へ変更する場合の取り扱い	新年度より、経審の70%のランク付けで、事務所調査後入札に参加できる。(ただし、1年目は最下位 (E2) ランクから)	変更届提出後、次年度は市外業者扱いとし、次々年度より事務所調査等をした後に市内支店業者として取り扱う。
既存の市内又は市内支店業者を市外業者へ変更する場合の取り扱い	変更後、市外業者として取り扱う。	変更後、市外業者として取り扱う。
既存の市内本店業者が市内支店業者へ変更する場合の取り扱い	建設業許可の変更日より、市内支店業者として取り扱う。(但し、経審の70%のランク付けで、事務所調査後入札に参加できる。)	変更後、市内支店業者として取り扱う。(但し、事務所調査後入札に参加できる。)

※ 届出内容に変更が生じた場合は、速やかに契約検査課へ届出ください。
入札参加等提出書類において、届出内容に相違があった場合、指名停止も含めた措置を行います。

<参考例①>

市内本店の新規登録業者の取り扱いについて

※) 例えば、客観点（経審P点）と主観点の点数の合計が常にCランクの点数を取得している業者の場合。

平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
H22. 1 H22. 2 H22. 3 平成22・23年度 入札参加申請受付 審査結果 (可否)送付	H23. 2 経審提出	H23. 12 H24. 1 H24. 2 平成24・25・26年度 入札参加資格 審査申請受付 (経審提出)	H25. 2 経審 提出	H26. 2 経審 提出
H22.4.1 本制度運用 開始 ↓ 事務所調査 ↓ 是正処置完了				
	E 2 ランク に格付け	E 1 ランクに格付け	D ランクに格付け	C ランクに格付け

注)

- 1. 客観点（経審P点）と主観点の点数の合計により格付けを行う。
- 2. 初年度はE 2 ランクから格付けする。
- 3. 次年度以降は、順次上位ランクへ移行する。ただし、自ランク止まりとする。

<参考例②>

既存の支店から本店への変更届が出た場合

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
①	H21. 12. 16 本制度 運用 開始 支店から本店 変更届提出	H22. 2 経審a提出	H23. 2 経審b提出	H23. 12 H24. 1 H24. 2 平成24・25・26年度 入札参加資格 審査申請受付 (経審c提出)	H25. 2 経審d提出
				H26. 2 経審e提出	
	支店業者扱い	本店としての事務所調査や実態確認期間 支店業者扱い(a×70%+α)	本店業者扱い(b×100%+α)	本店業者扱い(c×100%+α)	本店業者扱い(d×100%+α)
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
②	H21. 12. 16 本制度 運用 開始	H23. 2 経審f提出	H23. 12 H24. 1 H24. 2 平成24・25・26年度 入札参加資格 審査申請受付 (経審g提出)	H25. 2 経審h提出	H26. 2 経審i提出
		支店から本店 変更届提出	本店としての事務所調査や実態確認期間		
		支店業者扱い	支店業者扱い(f×70%+α)	本店業者扱い(g×100%+α)	本店業者扱い(h×100%+α)

※) αは主観点とする。